

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：シモハナ物流株式会社
 (2) 代表者職氏名：代表取締役 下花 健男、下花 実
 (3) 所在地：広島県安芸郡坂町横浜中央一丁目6番30号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (187 件)

平成30年 6月 5日認定 「認 1809001496」 「認 1809001498」 「認 1809001499」

同月 15日認定 「認 1809004446」 「認 1809004447」 「認 1809004448」
 「認 1809004449」 「認 1809004450」 「認 1809004451」

同月 22日認定 「認 1809005475」 「認 1809005476」 「認 1809005477」
 「認 1809005478」 「認 1809005479」 「認 1809005480」

同月 29日認定 「認 1809006696」 「認 1809006697」 「認 1809006698」
 「認 1809006699」 「認 1809006700」 「認 1809006701」
 「認 1809006702」 「認 1809006703」 「認 1809006704」
 「認 1809006705」 「認 1809006706」 「認 1809006707」
 「認 1809006708」 「認 1809006709」 「認 1809006710」
 「認 1809006711」 「認 1809006712」 「認 1809006713」

同年 7月 27日認定 「認 1809001583」 「認 1809001584」 「認 1809001585」
 「認 1809001586」 「認 1809001587」 「認 1809001588」
 「認 1809001589」 「認 1809001590」 「認 1809001591」
 「認 1809001592」 「認 1809001593」 「認 1809001594」
 「認 1809001595」 「認 1809001596」 「認 1809001597」
 「認 1809001598」 「認 1809002819」 「認 1809002820」
 「認 1809002821」 「認 1809002822」 「認 1809002823」
 「認 1809002830」 「認 1809002831」 「認 1809002832」
 「認 1809002833」 「認 1809002834」 「認 1809011233」
 「認 1809011234」 「認 1809011235」 「認 1809011236」
 「認 1809011237」 「認 1809011238」 「認 1809011239」
 「認 1809011240」 「認 1809011241」 「認 1809011242」
 「認 1809011877」 「認 1809011878」 「認 1809011879」
 「認 1809011880」 「認 1809011881」 「認 1809011882」

同年 8月 16日認定 「認 1809013994」 「認 1809013995」 「認 1809013996」
 「認 1809013997」

同月 24日認定 「認 1809015027」 「認 1809015028」 「認 1809015029」
 「認 1809015030」 「認 1809015049」 「認 1809015050」
 「認 1809015051」 「認 1809015052」

同年 9月 28日認定 「認 1809017939」 「認 1809017940」 「認 1809017941」
 「認 1809017942」 「認 1809017943」 「認 1809017944」
 「認 1809017945」 「認 1809017946」

同年 1 0 月 5 日認定 「認 1809018303」 「認 1809018304」 「認 1809018305」
「認 1809018306」 「認 1809018307」 「認 1809018308」
「認 1809018309」 「認 1809018310」 「認 1809018311」
「認 1809018312」 「認 1809018313」 「認 1809018314」

同月 1 2 日認定 「認 1809018818」 「認 1809018819」 「認 1809018820」
「認 1809018821」 「認 1809018822」 「認 1809018823」

同月 1 9 日認定 「認 1809019368」 「認 1809019369」 「認 1809019370」
「認 1809019371」

同年 1 1 月 3 0 日認定 「認 1809022129」 「認 1809022130」 「認 1809022131」
「認 1809022132」 「認 1809022133」 「認 1809022534」
「認 1809022535」 「認 1809022536」 「認 1809022537」
「認 1809022538」 「認 1809022539」 「認 1809022540」

同年 1 2 月 7 日認定 「認 1809022706」 「認 1809022707」 「認 1809022708」
「認 1809022709」 「認 1809022710」

同月 1 4 日認定 「認 1809023162」 「認 1809023163」 「認 1809023164」
「認 1809023165」

平成 3 1 年 1 月 7 日認定 「認 1809023864」 「認 1809023865」 「認 1809023866」
「認 1809023867」 「認 1809023868」 「認 1809024023」
「認 1809024024」 「認 1809024025」 「認 1809024026」

同月 2 5 日認定 「認 1809026008」 「認 1809026009」 「認 1809026010」
「認 1809026011」

同年 2 月 8 日認定 「認 1809026832」 「認 1809026833」 「認 1809026834」
「認 1809026835」 「認 1809026836」

同月 2 2 日認定 「認 1809027329」 「認 1809027330」 「認 1809027331」
「認 1809027332」

同年 3 月 1 日認定 「認 1809028403」 「認 1809028404」 「認 1809028405」
「認 1809028406」 「認 1809028407」

同月 1 5 日認定 「認 1809028973」 「認 1809028974」 「認 1809028975」
「認 1809028976」 「認 1809028977」 「認 1809029304」
「認 1809029305」 「認 1809029306」 「認 1809029307」

同月 1 9 日認定 「認 1809029557」 「認 1809029558」 「認 1809029559」
「認 1809029560」

同月 2 9 日認定 「認 1809030186」 「認 1809030187」 「認 1809030188」
「認 1809030189」 「認 1809030190」

同年 4 月 1 9 日認定 「認 1809030831」 「認 1809030832」 「認 1809030833」
「認 1809030834」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号 (同法第 10 条第 9 号) 及び第 7 号の規定に基づき、令和 2 年 9 月 11 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号 (同法第 10 条第 9 号) 及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。